

いじめ防止基本方針

本校では下記のように「いじめ防止基本方針」を策定しました。

常葉 円 菊川中・高等学校のいじめ防止に対する基本的な
考え方『いじめをなくすために』

世の中から『いじめ』がなくなる事は常葉学園菊川中・高等学校に通っている生徒はもちろんの事、保護者、教職員、地域住民、また、大きくは世界の人々の願いです。以下の基本的な考えを全ての関係者が理解し、『いじめ』をなくす為に全体で努力していきたい。『いじめ』問題の克服に向け、教職員はもちろん関係者、関係機関とも連携していく事が大切です。

- 常葉 円 菊川 中 学 ・ 高 等 学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針
- 第 1 章 いじめ防止に対する基本的な考え方
- 第 2 章 学校の組織
- 第 3 章 年間計画
- 第 4 章 いじめの未然防止
- 第 5 章 いじめの早期発見
- 第 6 章 いじめへの早期対応
- 第 7 章 重大事態への対処
- 第 8 章 学校運営の改善

第1章 常葉学園菊川中・高等学校のいじめ防止に対する基本的な考え方

『いじめをなくすために』

世の中から『いじめ』がなくなる事は常葉学園菊川中・高等学校に通っている生徒はもちろんの事、保護者、教職員、地域住民、また、大きくは世界の人々の願いです。以下の基本的な考えを全ての関係者が理解し、『いじめ』をなくす為に全体で努力していきたい。『いじめ』問題の克服に向け、教職員はもちろん関係者、関係機関とも連携していく事が大切です。

1 いじめの定義

いじめとは「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

★当該生徒とは ⇒ 常葉学園菊川中・高等学校在籍生徒

★一定の人間関係のあるものとは ⇒ 学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指します。

★精神的苦痛とは ⇒ いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等

★いじめの具体的な現れとしては以下のものが考えられます。

《心理的攻撃》

- ・冷やかしやからかい、陰口や悪口、脅し文句、嫌な事を言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌な事を言われたりする。

《物理的攻撃》

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌な事や恥ずかしい事、危険な事をされたり、させられたりする。等

《その他》

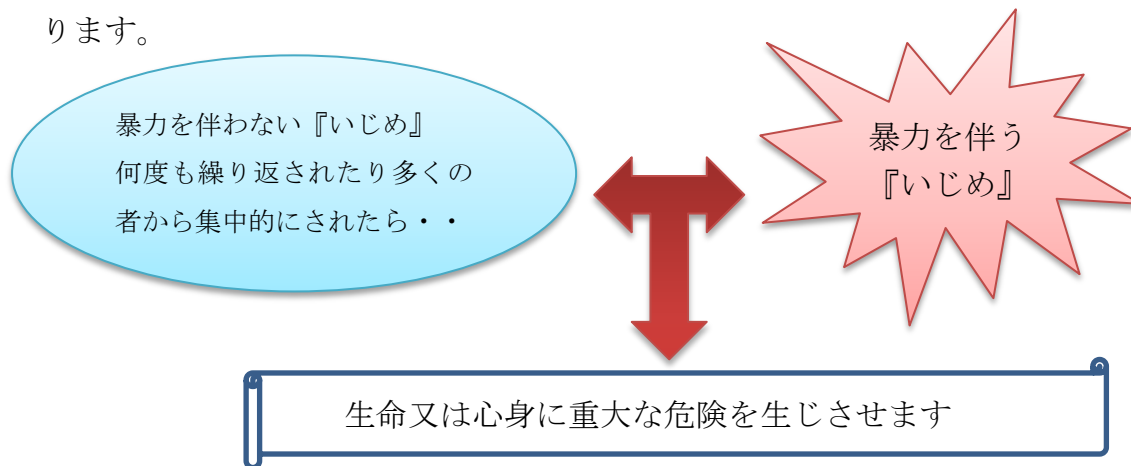
- ・けんか等については状況をきちんと把握する必要があります。けんかの陰にも『いじめ』が潜んでいる可能性があります。

上記以外にも具体例はまだありますが、子どもたちの行動や変化に常に目を光らせ、ひとつひとつの行為を観察する必要があります。また、それが『いじめ』なのかどうかの判断は「いじめられた生徒の立場に立って」いじめられたとする生徒の気持ちを重視することが大切です。子どもたちの感じ方、表現力の差もありますので、その子供に合った対応、また、その周りの状況もしっかりと把握することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつける必要があります。



3 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを認識し、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

(1) いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められます。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要です。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要があります。

★早期発見 ―いじめはどの子どもにも起こりうる―

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、子どもを見守り続けていくことが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ています。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に子どもに寄り添うことで、子どもたちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切です。

家庭では、日頃の対話や態度などから、子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められます。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要があります。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要です。

★早期対応 —いじめられている子どもの立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められます。

いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要です。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要です。

(3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切です。例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

第2章 学校の組織「いじめ防止対策委員会」の設置

1 組織の設置目的

この組織（以下いじめ防止対策委員会とする）は、いじめ防止のため、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止対策のために組織の中核として、校長の指揮の下、一致協力体制を確立し、本校の設置者である学園本部とも適切に連携の上、本校の実情に応じた対策を推進することを目的とします。

2 組織の構成

いじめ防止対策委員の構成は、管理職（校長・教頭）・生徒課長・中学主任・高校学年主任・いじめ防止対策係・養護教諭・担任（※必要により部活動顧問・科コース主任）とし、重大事態発生時は、専門家として学校カウンセラー・顧問弁護士も加わることとします。

常設の組織として日常的には、生徒課長・中学主任・高校学年主任・いじめ防止対策係・養護教諭・カウンセラー担当教諭・学校カウンセラーで連携を図りながら情報を共有することを目指します。上記で構成する会を学校相談担当者会議と称し月1回以上開催します。

重大事態の中でも特に生徒の生命に関わるような事案については、**静岡県こころの緊急サポートチーム（CRT）・静岡市緊急サポートチーム・浜松市こころの緊急支援チーム**等の専門的支援も要請、関係機関とも連携し指導を仰ぐものとします。

3 組織の役割

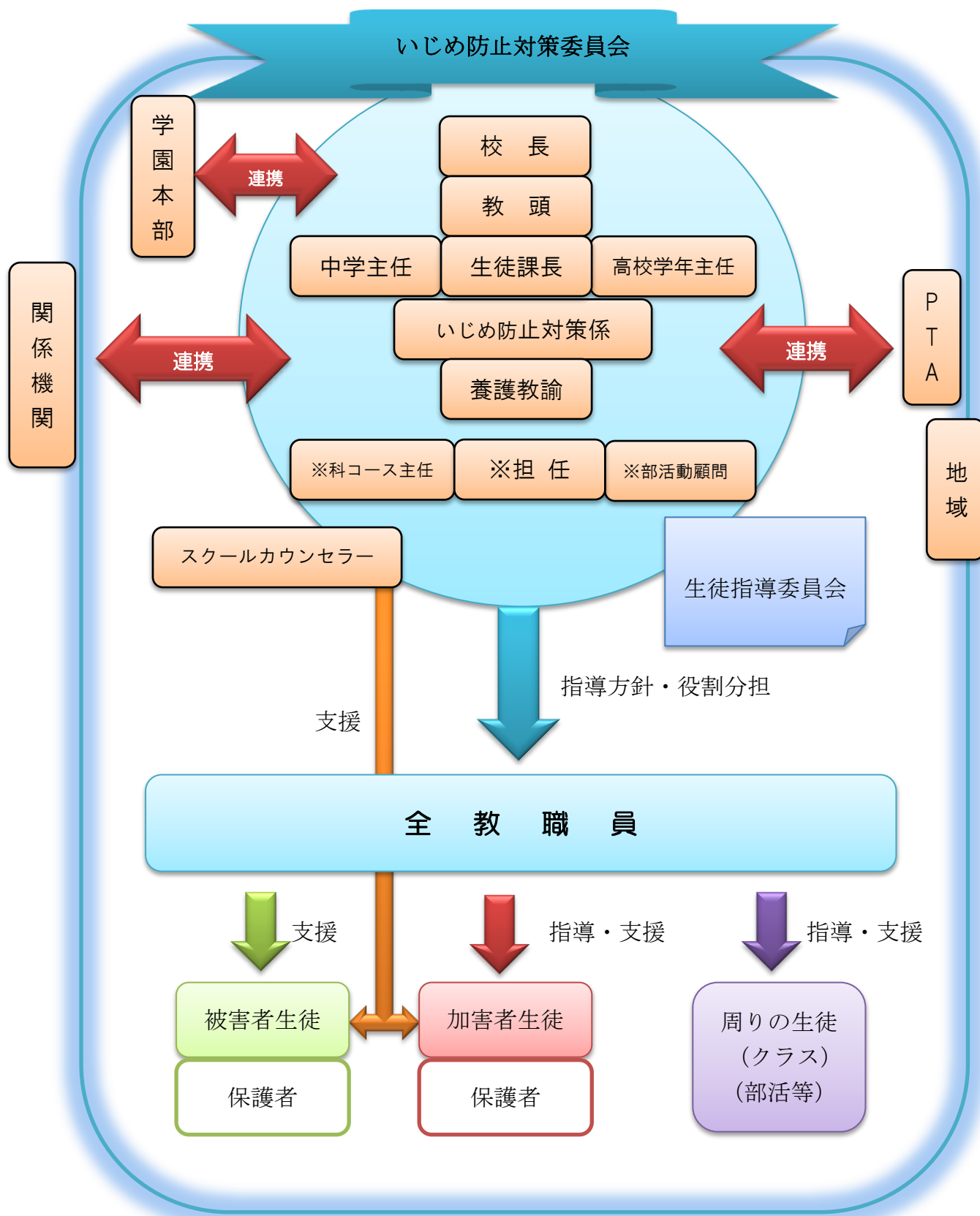
いじめ防止対策委員はいじめの未然防止・早期発見・早期対応のため以下の役割を実効的に行うものとします。また、いじめ防止対策委員は情報の収集・記録・共有や取り組み方針の企画立案等、定期的に打ち合わせを行うものとします。いじめ事案発生時にはいじめ防止対策委員を招集、ケース会議を開催し解決に向け指導計画等を決定する。また、緊急会議（※生徒指導委員会）を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめ問題に取り組むために中核的役割を担います。

※生徒指導委員会とは、いじめ防止対策委員の下、具体的な支援、指導計画を立案し実践していく会議です。（校長・教頭・生徒課長・生徒課総務・当該学年主任、担任）

★具体的な活動内容

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめ未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の作成
- カ アンケートの実施と結果分析（P D C Aサイクル）
- キ 生徒、保護者、地域、ホームページへの公開
- ク いじめ等を発見した場合の対応の決定
- ケ 重大事態への中核的な対応
- コ 対応の検証と見直し（P D C Aサイクル）

4 いじめ防止のための学校体制



第3章 年間計画

1 いじめの未然防止のための活動計画

★生徒への啓発活動

生徒一人一人が発達段階に応じた社会性や規範意識、思いやりなどの豊かなところを育み、心の通う人間関係作り、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うために、日常の授業・行事など全ての教育活動において、折に触れ学級・学年・学校全体で生徒への啓発活動を行います。

★生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動などで、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設けます。また、携帯電話やインターネットの使用といじめが深く関係しているとの認識から、「e ネットキャラバン」による携帯電話（スマートフォン）使用の際のルール・マナーなどについて「e ネット安心講座」を開催します。（年1回実施）

学校行事（文化祭・体育祭等の異学年交流）に積極的に参加することにより自己有用感を育てるよう促します。また、生徒会とも連携し意見箱の設置等を行います。

★保護者や地域への啓発活動

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

保護者については、PTA総会や学級懇談会等を利用し、いじめに関する情報や学校の取り組みを知らせ、協力をお願いします。また、「子どものサイン発見アンケート」を実施していきます。

地域住民の方に対しては、本校ホームページ等を通し本校の取り組み等を周知します。

★職員の資質向上

本校の全教職員に対し、年度初めの出来るだけ早い時期に、この「基本的考え方」の理解を徹底させ、全教職員がいじめに対し一致した認識で対応できるようにします。また、本校の全教職員に対して、いじめに対する意識調査を実施するとともに校内研修を実施、資質向上に努めます。全教員が情報を共有できるよう学期に1回以上、いじめの事例検討などの研修を行います（原則として期末試験の期間中に実施）

2 いじめの早期発見・早期対応のための活動計画

★生徒の実態把握

生徒に対するアンケート調査を年4回実施します。

K J Q ① 5月
生活実態調査 ① 7月 ② 12月 ③ 2月 を予定

また、4月の担任との二者面接週間及び7月の三者面接において生徒個別の状況に即した聞き取りなどを行い、必要があれば迅速かつ組織的に対応します。

★相談体制の整備

担任・副担任や教科担当をはじめとして、生徒課長、養護教諭によるカウンセリング指導を日常的に行います。また、週1回～2回学校カウンセラーが来校し、教育相談として専門家の立場から生徒・保護者へのカウンセリングを行います。

3 活動計画の点検と見直し

※いじめ防止基本方針は学校基本方針に掲げ、学校評価の一環として実施します。

★いじめ防止対策委員による活動計画・内容の点検

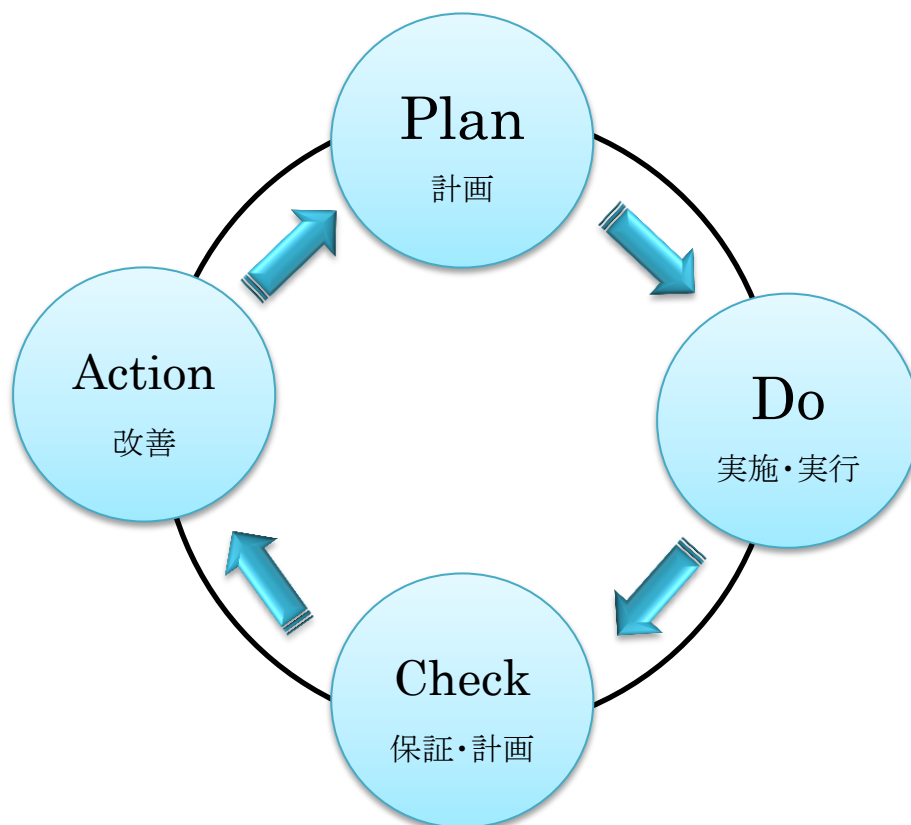
生徒の実態把握のためのアンケートを実施し（年4回）、担任による学級の実態把握後、問題がある場合はいじめ防止対策委員に報告し対応するとともに、学年など全体的傾向の分析を行い、必要があればその後の活動計画を見直します。

★活動計画の見直しと周知徹底

上記の活動計画を見直した場合、その意図と具体的取り組み方法について全教職員に周知徹底をします。

★年度の終わりに行う総括

いじめ防止対策委員は年度の終わりに、年間の総括と改善点を提示し、教職員に周知徹底させます。次年度によりよい活動計画とするために検証と改善を行います。（P D C Aサイクルの実施）



4 年間計画表

	中学	高校1年	高校2年	高校3年	全体
4月	☆面接強調週間 ☆個人・自己紹介により 子どもたちの把握・集約 ☆PTA 総会にて「いじめ 防止基本方針」の説明・ 相談窓口の周知	☆面接強調週間 ☆個人・自己紹介により 子どもたちの把握・集約 ☆PTA 総会にて「いじめ 防止基本方針」の説明・ 相談窓口の周知	☆面接強調週間 ☆個人・自己紹介により 子どもたちの把握・集約 ☆PTA 総会にて「いじめ 防止基本方針」の説明・ 相談窓口の周知	☆面接強調週間 ☆個人・自己紹介により 子どもたちの把握・集約 ☆PTA 総会にて「いじめ 防止基本方針」の説明・ 相談窓口の周知	☆生徒課いじめ防止対 策係会議 ★第1回いじめ対策防 止委員会 「学校いじめ防止基本 方針」の策定
5月	☆HR Day (行事) ☆KJQ アンケート ☆研修センター (宿泊体験・集団行 動体験・役割分担)	☆HR Day (行事) ☆KJQ アンケート	☆芸術鑑賞会 ☆KJQ アンケート	☆芸術鑑賞会 ☆KJQ アンケート	☆「学校いじめ防止基 本方針」HP 更新 及び教職員周知、徹底 (確認会) ☆子どものサイン発見 アンケート ☆教職員意識調査
6月	☆薬学講座 ☆中①母校訪問 ☆菊陵祭 (文化祭) (協力体制の構築)	☆球技大会 (集団活動体験) ☆薬学講座 ☆菊陵祭 (文化祭)	☆球技大会 (集団活動体験) ☆菊陵祭 (文化祭) (協力体制の構築)	☆球技大会 (集団活動体験) ☆菊陵祭 (文化祭) (協力体制の構築)	☆前期教育実習 ☆校内授業研修会 (公開授業)
7月	☆球技大会 (集団活動体験) ☆小笠総体 ☆交通安全教室 ☆授業見学会 ☆生活実態調査 (アンケート) ☆三者面接 (家庭の様子把握)	☆交通安全教室 ☆三者面接 (家庭の様子把握) ☆生活実態調査 (アンケート) ☆高校野球応援	☆三者面接 (家庭の様子把握) ☆生活実態調査 (アンケート) ☆高校野球応援	☆三者面接 (家庭の様子把握) ☆生活実態調査 (アンケート) ☆高校野球応援	☆生徒課研修会 KJQ アンケートの解 説・結果共有・検証 ★第2回いじめ対策防 止委員会 ☆学校警察連携会議 ☆1学期総括
8月	☆三者面接 (家庭の様子把握) ☆語学研修	☆三者面接 (家庭の様子把握) ☆語学研修	☆三者面接 (家庭の様子把握) ☆語学研修	☆三者面接 (家庭の様子把握) ☆語学研修	☆教職員夏期研修会 ☆救急救命講習会

	中学	高校1年	高校2年	高校3年	全体
9月	☆防災訓練 ☆体育祭 ☆小笠新人戦	☆防災訓練 ☆体育祭	☆防災訓練 ☆研修センター (宿泊体験・集団行動体験・役割分担) ☆体育祭	☆防災訓練 ☆体育祭	☆防災訓練 ☆体育祭 ☆二者面接強調週間 子どものサイン共有 (気付きシート利用) ☆生活実態調査の結果共有・検証 ☆教師気付きシート配布
10月	☆全校交流会 ☆保護者会 (家庭の様子把握) ☆参観授業 ☆立会演説会 ☆連合体育祭	☆研修センター (宿泊体験・集団行動体験・役割分担) ☆連合体育祭	☆研修センター (宿泊体験・集団行動体験・役割分担) ☆保護者会(普通科) (家庭の様子把握) ☆連合体育祭	☆連合体育祭	☆後期教育実習 ☆連合体育祭 ★第3回いじめ対策防止委員会
11月	☆生徒総会 ☆修学旅行 (集団行動体験)	☆授業力強化月間 ☆生徒総会 ☆研修センター (宿泊体験・集団行動体験・役割分担)	☆授業力強化月間 ☆生徒総会	☆授業力強化月間 ☆生徒総会	☆授業力強化月間 ☆校内授業研修会 (公開授業)
12月	☆校外学習(体験) ☆保護者会(2年) ☆百人一首大会 ☆生活実態調査 (アンケート)	☆合唱祭 ☆生活実態調査 (アンケート)	☆普通科修学旅行 (海外体験) ☆美デ科研修旅行 ☆生活実態調査 (アンケート)	☆生活実態調査 (アンケート)	☆職員会議 ★第4回いじめ対策防止委員会 ☆2学期総括
1月	☆前期入試 ☆スキー合宿2年 (宿泊体験)	☆進路希望調査 ☆美デ科三者面接 (家庭の様子把握)	☆美デ科三者面接 (家庭の様子把握)	☆美デ科三者面接 (家庭の様子把握) ☆センター入試 ☆家庭研修ガイダンス	☆二者面接強調週間 子どものサイン共有 (気付きシート利用)
2月	☆スキー合宿3年 (宿泊体験) ☆生活実態調査 (アンケート) ☆マラソン大会	☆生活実態調査 (アンケート) ☆マラソン大会	☆生活実態調査 (アンケート) ☆マラソン大会	☆家庭研修開始	☆生活実態調査 (アンケート) ☆生活実態調査の結果共有・検証 ☆高校入試
3月	☆校外学習(体験) ☆卒業式	☆二者面接 (アンケートを参考に面接月間)	☆二者面接 (アンケートを参考に面接月間)	☆卒業式	☆卒業式 ☆学年総括 ★第5回いじめ対策防止委員会 (年間の取組の検証) ☆学校評価

※年度末には学校評価の一環として検証と見直しをする。

第4章 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組みます。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることが出来、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できることが重要です。また、生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り上げていくことも重要です。

2 いじめの未然防止のための措置

★ いじめについての共通理解の必要性

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、前述の校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ります。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していきます。常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、本校独自のマナーアップ教育の中で何がいじめなのかを具体的に列挙し、定期的に自己を振り返るようにします。

★ いじめに向かわない態度・能力の養成

本校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、朝読書・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験生活経験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが大切だと考えます。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒に他者と円滑にコミュニケーションができるように指導します。

★ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業作りをすすめていき、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りをすすめていきます。また、ストレスを感じた場合で、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対応できる力も育てていきます。なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方には細心の注意を払います。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものに他ならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する恐れがあります。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たります。

★自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことが出来るように、教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることが出来る機会を、全ての生徒に提供し、生徒の『自己有用感』が高められるよう努めます。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、大人からも認められているという思いが得られるよう工夫します。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けます。

★生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進します。(生徒会が中心となりいじめ防止宣言の作成など)

例えば「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学んだり、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学べるようにします。

第5章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要があります。また、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要もあります。

本校教職員は、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等につとめ、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し組織的に対応することに努めます。

2 いじめの早期発見のための措置

本校では、定期的なアンケート調査(年4回実施)や定期的な個別面接などを実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃から悩みを訴えやすい雰囲気を作ります。また、保護者用「子どものサイン発見アンケート」などを活用し、家庭と連携して生徒を見守り健やかな成長を支援していきます。

学級担任・副担任・教科担当が知り得た生徒に関する様々な情報を教職員で共有するために、定期的に学年会議・職員会議を開き組織的な対応を心がけます。

生徒およびその保護者、教職員が協力し、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなどを定期的に点検します。また、保健室の利用や教育相談(カウ

セリング)等の利用や、電話相談窓口の存在についても広く周知させていきます。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に取り扱います。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、生活日誌(中等部)を活用して交友関係や生活状況を把握し指導に役立てます。また、下記のいじめの早期発見のための子どもが出すサインを基に教師の気づき支援シートを作成し観察していきます。

★いじめの早期発見のための子どもが出すサイン

日常の学校生活と比べ、表情や言動に変化がないか注目する

- ・日頃と違う表情(視線)をしていないか
- ・理由のはっきりしない遅刻や欠席が増えているか
- ・落ち着きがなくなったり、おどおどしている様子はないか

学級の雰囲気注目する

- ・学級全体に無気力感が漂っていないか
- ・一部のボスの子どもを中心に小集団化して、相互の対立や享乐的な雰囲気はないか
- ・素直に自分を表現できているか

他の子どもと比べ違った言動や表情に注目する

- ・グループを作るときにいつも最後まで残っている子どもはいないか
- ・友達からの挨拶や言葉かけが少ない子どもはいないか

特定の子どもの対応の違いに注目する

- ・一緒に遊んでいる友達に異常なほど気遣いをしていないか
- ・特定の子どもの失敗するとやじられたり、笑われたりしていないか

★早期発見のための3つの手立て

◆ 観察

授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意を払います。

◆ 情報収集

定期的な面談・教育相談・生活日誌(中等部)などを通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集します。

◆ 調査

収集された情報を基に、必要があれば、いじめ防止対策係を中心に複数の教職員で関係生徒の聞き取りなどを速やかに行います。

★ネットいじめの発見

本校の生徒課サイバー担当が定期的に情報を収集し、本校生徒に関係するネット上の画像および内容について以下の基準によりチェックを行います。場合によっては外部専門家を活用します。また、指導内規（懲戒等）を子どもたちに理解させ以下の行為をしないように指導していきます。

- ・ 法律、校則に触れる画像、内容をネット上に掲載しない
- ・ 他人を誹謗中傷する画像、内容をネット上に掲載しない
- ・ 性的な画像、内容をネット上に掲載しない

問題ある画像、内容が発見された場合は、複数の教員で状況を調査して保護者への連絡および本人への指導を行います。なお、携帯電話（スマートフォン）は内規に基づき一定期間学校で預かります。

第6章 いじめへの早期対応

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たります。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせます。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合は、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要だと考えます。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを優先させます。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策係に直ちに情報を提供し、その後は、いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って被害・加害生徒の保護者に連絡します。

学校が、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、対応を委ねます。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意します。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。

家庭訪問や電話連絡等により、できる限りその日のうちに、保護者に事実関係を伝えます。いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。あわせていじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携し、いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止（中等部）や家庭謹慎（高等部）などの指導を行い、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。また、必要に応じて心理や福祉との専門家、警察官経験者（スクールサポーター）などの外部専門家の協力を得ます。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い折に触れ必要な支援を行っていきます。また事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供していきます。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、スクールサポーターなど外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。また事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の形成に配慮します。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、更に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。なお、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して懲戒を加えることもあります。ただし、いじめは様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことが出来るよう成長を促す目的で行います。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせます。たとえいじめをやめさせることは出来なくても、学校や保護者などに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断されるべきです。全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認めあえる人間関係を構築できるような集団作りをすすめていきます。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除させます。名誉棄損やプライバシーの侵害などがあった場合、プロバイダに違法な情報発信停止や、削除を求めることができるようになっているので、プロバイダに対して速やかに必要な措置を講じます。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めます。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、対応を委ねます。

本校では生徒課サイバー担当がネット上のトラブルの早期発見に努めていきます。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局（管轄は掛川市）におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知します。

こどもの人権 110 番 (フリーダイヤル 0120-007-110)
○受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育をすすめるとともに、保護者に対しても情報提供などを通して、これらについての理解を深めていくことが必要だと考えています。

第7章 重大事態への対処

1 重大事態の定義と調査組織の設置

★重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」とは具体的に以下のような場合をさします。

- ◆ 生徒が自殺を企図した場合
 - ◆ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ◆ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ◆ 精神性の疾患を発症した場合
- 等のケースが考えられます。

また、いじめにより「相当の期間学校を欠席する」場合の相当の期間とは年間 30 日間を目安とします。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手します。さらに生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

★重大事態の報告

本校は、重大事態が発生した場合、県知事（県私学振興課）に事態発生について報告します。

★調査の趣旨および調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校設置者（学園本部）に報告し、設置者はその事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断します。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と学校の設置者が主体となっていく場合が考えられますが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒は又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、設置者において調査を実施します。

★調査を行うための組織について

本校の設置者または本校は、その事案が重大であると判断したときは、当該重大事態にかかる調査を行うため、速やかにその下に組織を設けることとします。

この組織の構成については、学園の顧問弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家などの専門的知識および経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）について、職能団体や大学などからの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するようにします。また、学校が調査の主体となる場合、前述のいじめ防止対策委員を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることもあります。

2 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

第28条の調査を実りあるものとするためには、本校の設置者・本校自身がたとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要です。本校の設置者又は本校は、関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組みます。

★いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行うことが考えられます。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行います。（例えば、アンケートの使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮します。）

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為をやめさせます。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにします。また、事案の重大性を踏まえて、学園本部がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして対応に当たります。

★いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し着手します。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などが考えられます。

★自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査（重大事態の調査）に相当することになり、そのあり方については「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

3 調査結果の提供および報告

★いじめられた生徒およびその保護者に対し情報を適切に提供する責任

学園本部又は学校は、いじめられた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告も行います。

これらの情報の提供に当たっては、本校の設置者または本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように注意します。

アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明することに注意します。また、本校が調査を行う場合においては、学園本部は、情報の提供内容や方法・時期などについて必要な指導および支援を行います。

★調査結果の報告

調査結果については、県知事（私学振興課）に報告します。また、いじめられた生徒または保護者が希望する場合には、当該生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に報告します。

第8章 学校運営の改善

1 いじめ防止対策等の検証と見直し

P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決められた期間の終わりには、前章でも述べた通り、学校評価の一環として「取り組み評価アンケート」等を教職員に実施し、その結果を踏まえていじめ防止対策委員で分析・検討をして、その期間の取り組みが適切に行われたか否かを検証します。期待される改善が見られない場合は、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や方法の見直しを行います。

2 本基本方針の公開と意見募集

この常葉学園菊川中学・高等学校いじめ防止基本方針は広く公開し、保護者や地域住民の方々からの様々な意見や要望を取り入れていきます。

具体的には、本校が運営するホームページでの公開やP T A総会・保護者会などの機会を通じ、本校の取り組みを保護者へも周知していきます。

それらの意見等を取り入れ、本基本方針をより充実させたものとしていきます。